

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る質問と回答について

●受付期間 令和4年2月1日～2月14日

●受付件数 28件

No.	質問	回答
1	<p>計画によると、大阪IRの売上、収益の約8割はカジノによるものです。「大阪IRカジノ」と呼ぶべきではないでしょうか。カジノがこけたら、IR全体もこけてしまう構造と考えますが、違っているでしょうか。</p> <p>IR推進会議でもカジノ業者撤退の話が出ていました。計画案全文を読みましたが、カジノ業者の撤退、リスクなどに関連する指摘はありますが、大阪府市が本事業から撤退することの指摘は見当たりません。どこかに記載されているのでしょうか。大阪府市が撤退を決めた場合、巨額の損害賠償を請求されるという話もありますが、事実なのでしょうか。</p> <p>説明会でも「公平・公正な公募手続き」が強調されていましたが、変更された募集要項を見ると、IR予定地の土壌汚染対策に大阪府市が負担すると「なお書き」に書かれています。事業者との交渉の過程で、なにか「圧力」があったのではないのでしょうか。交渉過程が不明ですが、「公平・公正な公募手続き」を喧伝するならば、業者との交渉について明らかにする必要があると考えます。</p>	<p>日本におけるIRは、MICE施設をはじめ、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設などを一体的に整備し、カジノ収益を原動力に国際競争力のある施設とすることで、観光先進国をめざすものであり、IR整備法や基本方針で定められるそれらの日本型IRの特徴を、大阪IRの前提としています。</p> <p>【評価基準21】に記載のとおり、仮にカジノの需要が計画値より25%程度下回ったケースであっても、本事業は、変動比率が高い収益モデルであることや、採用人数等の調整等により人員配置の最適化を実施することなどにより、長期的に本事業を継続できる見込みとなっております。</p> <p>IR事業の実施に当たっては、長期間にわたって安定的かつ継続的な事業継続を図ることが重要であり、区域整備計画の更新制度は、IR事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するために設けられています。</p> <p>大阪府・市においては、あらかじめ区域整備計画の更新等に際しての継続判断基準を定め、同基準に定める事由により、更新の申請を行わない場合等は、IR事業者に対して一切の責任を負わないこととしています。</p> <p>一方で、継続判断基準以外の事由により認定の更新の申請を行わない場合等は、IR事業者が現実に被った通常生ずべき損害(逸失利益は除く。)をIR事業者に対して補償することとしています。</p> <p>土壌汚染対策、液状化対策等のIR事業用地の土地課題については、IRは国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪府市が負担することとしています。</p>
2	<p>説明会の内容について スマートなまちづくりの項目で再生可能エネルギーについて、太陽光等と記載されており具体的なエネルギー源として太陽光しか記載されていない。</p> <p>また、来訪者が約2000万人という事で、夢洲におけるエネルギー消費(ひいては大阪府におけるエネルギー消費)がかなり増大するが、どの程度増加するか(どの事業者がどの程度エネルギーを消費するか)記載されていない。</p> <p>さらに、どの団体がエネルギー使用の合理化に関する業務を担うのか記載されていない。</p> <p>どの団体が特定事業者となるのか、記載されていない。</p> <p>昨今のエネルギーを取り巻く状況について 岸田総理大臣は、COP26に参加されて「2050年カーボンニュートラル」。日本は、これを、新たに策定した長期戦略の下、実現してまいります。2030年度に、温室効果ガスを、2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことをお約束いたします。」とご発言された。</p> <p>環境省の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による平成29(2017)年度温室効果ガス排出量の集計結果によると、大阪府が全国都道府県でみて上から3番目に温室効果ガスの排出量が多くなっている。</p> <p>以上の状況を踏まえ 今回の事業を行う事によって、大阪府民及び大阪府民に将来にわたってエネルギーに関する出費が発生しない事を示してください。当然のことながら電力会社やガス会社や水道事業によってかかる費用についても範囲に含まれます。</p> <p>また、太陽光発電設備を沿岸部に設置すると塩害をうけます。その点についてどの程度見込まれているか。イメージ写真を見るとリゾート施設に似つかわしくないメガソーラーであったり風力発電のプロペラが記載されていない事も気になります。</p> <p>また、説明会資料に記載されていなかった事項についても合わせてお答え願います。</p>	<p>IRについては、IR事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営の事業であり、本事業にかかる費用はIR事業者が負うこととしております。</p> <p>また、夢洲では、グリーンテラスゾーンにおいて、既にメガソーラーが設置されており、区域整備計画において、IR事業の附帯事業として太陽光発電事業を実施することとしており、再生可能エネルギーの地産地消及び温室効果ガス排出量の削減を行い、脱炭素社会の実現や再生可能エネルギーの普及拡大の推進に貢献するとともに、電源の多重化によって、災害時等における自立的・継続的な電力供給を図ること、災害に強い安心・安全なIR事業を実現することとしています。</p> <p>なお、具体的な利用範囲や契約内容等については、今後の協議・調整によることとなります。</p>
3	<p>現在カジノがないのにギャンブル依存症の方が多くいと言われますが、現在公営ギャンブルにパチンコ店が全く対策していないのにカジノ誘致だけ対策を迫られるのですか。</p> <p>既存ギャンブルがやらないなら必要性は全く無いと思います。</p> <p>せめてカジノ開業までに既存ギャンブル市場に対策させてからならわかりますが他がしないのならカジノだけ特別扱いされているか全く理解できません。</p> <p>必要性を訴える人に対しても現在ギャンブル依存症がなぜいるのか、対策は公営やパチンコ店がしているのかちゃんと説明して頂きたいです。</p>	<p>競馬等の公営競技やぱちんこ等既存のギャンブル等に対しては、平成31年4月に国において策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画において、広告宣伝の在り方やアクセス制限、相談・治療につなげる取組など、関係事業者が取り組むべき具体的施策が掲げられ、実施されています。</p>

No.	質問	回答
4	<p>大阪の成長戦略の一環としてMICEを推進するにあたって、この計画の規模は妥当なものでしょうか。あまりにもみずばらしく小さすぎるということはないですか。</p> <p>幕張メッセや東京ビッグサイトはおろか、シンガポールIRやハノーバー、上海のコンベンション施設の規模を凌駕する日本最大アジア最大の規模を目指してこそ、カジノを設置して資金を稼ぐ価値もあるし、国際的都市間競争力も獲得できると思うのですが、最初からインテックス大阪より小さい展示場や会議場の規模でどうやって他国や国内の大きなコンベンションを誘致できるのでしょうか。</p> <p>コミックマーケットや東京モーターショーレベルの大型イベントを連日(入れ替えのため稼働しないで準備しながらくりまわす)を行うためにも40万平米クラスの展示場が必要だと思います。</p> <p>それともIRはただカジノを誘致するための口実で、本気で国際会議や国際見本市を世界中の他都市から誘致してMICEを推進する気はないのでしょうか。</p> <p>予算が必要なら必要で、きちんと世界の大都市と勝負できるだけの計画になっているのか。なぜ、この規模感なのかの合理的な説明を望みます。</p>	<p>日本最大級の規模となる6,000人以上の最大会議室を有する国際会議場に加え、2万㎡の展示場が一体となった複合型MICE施設が整備され、合わせて、宿泊施設、エンターテインメント施設、商業施設等も備えたオールインワンMICE拠点が形成されることは大きなメリットであり、国際会議や展示会が一体となった催事や企業等のインセンティブツアー等、これまでになかった新たな需要の獲得が期待されます。</p> <p>一方、今後のMICEビジネスモデルの変化・進展などを見極めながら、柔軟に対応していく必要があると認識しており、展示等施設については段階的に整備を進めることとしています。</p> <p>ニーズに応じて常に時代の最先端となる施設・機能、サービスを提供する、ポストコロナの時代の最先端のMICEを夢洲で実現することとしています。</p>
5	<p>世界の経済情勢はコロナ問題の前とは大きく変わったと考えております。カジノ等の運営会社は採算が合わず、撤退する事になった場合、大阪市、大阪府にはまったく影響ないのでしょうか。大きなインフラが取り残された場合など、不安があります。その点をどのように考えておられるか是非知りたいです。</p>	<p>IRは長期的安定的・継続的な運営が重要な前提条件であることから、本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な本事業の継続を図るため、モニタリング等の枠組みを導入し、ガバナンス機能を確保するとともに、IR事業者の破綻・撤退等のリスクが顕在化した場合も、まずは事業継続をめざすこととしております。</p> <p>契約解除時の取扱い等については、大阪府・市は、事業承継又は再公募等によりIR事業の継続が図られるよう努力し、IR事業者はそれに誠実に協力する。仮に、本事業が継続されない場合であっても、IR事業者が所有する資産については、有効活用が図られるよう、大阪府・市及びIR事業者は誠実に協議を実施することとしております。</p> <p>なお、リスク分担については、実施方針等に定めており、IRは事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営の事業であり、本事業に係るリスクは、需要変動リスクを含め基本的には事業者が負うこととしています。</p>
6	<p>第7回説明会の場で、「IR区域来訪者数2000万人、カジノ施設入場者数1600万人、カジノ収益4200億円という想定は、依存症となって年間数億円負ける客を数十万人作る計画としか思えない。計画案の評価基準17に示された、日帰り、宿泊、外国人それぞれのカジノ利用者数推定のために使った数値を教えてください。」と質問したことに対して、回答は「企業の営業ノウハウにかかわることなので、条例に基づいて公開しない」というものでした。私の想定を否定するでもなく、ただ、「公開できない」と言われただけなので、私の推測は大きくは間違っていない(数十万円負ける客を数百万人作るのかもしれないが、せいぜいその程度の違い)と受け止めています。IR推進局は、「IR区域来訪者数2000万人、カジノ施設入場者数1600万人、カジノ収益4200億円という想定は、依存症となって年間数億円負ける客を数十万人作る計画だ」とする私の推定を否定されなかったということではないでしょうか。違うと言うならその根拠を示してください。</p>	<p>日本型IRは、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益により、公益の実現をめざすものです。その中で、IR事業者は、カジノ事業の収益等を活用し、本事業の事業内容の向上を図ることとなり、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、ギャンブル等依存症対策の取組みについても強化していくこととしています。</p> <p>カジノ施設の来訪者数については、IR事業者において、人口統計や訪日外客統計等の統計情報及び既存IR施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者(日帰り)、国内旅行者(宿泊)、訪日外国人旅行者別に推計されており、カジノ施設以外の施設については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に施設ごとに推計されています。なお、【評価基準17】において、推計の考え方・方法を記載しています。</p> <p>また、それらの来訪者数を踏まえて売上等が見込まれております。</p> <p>なお、区域整備計画(案)に記載以上の詳細な情報については、IR事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績などに基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、区域整備計画には記載しておりません。</p> <p>また、ギャンブル等依存症については、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、IR誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていくこととしており、区域整備計画においてその内容を取りまとめています。</p>

No.	質問	回答
7	<p>結論から申しますと、今回のIR計画(案)の白紙撤回並びにIR推進局の解散を要望します。 その理由を4点申し上げます。 ・カジノ企業の苦境と日本離れ ・困難なV字回復 ・オンラインカジノへの急速な移行 ・幻想、カニバリゼーション(共食い)、コンプ(ポイント還元)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大(パンデミック)を受け世界中の営業を停止、カジノの収益が90%の減少し、カジノ企業の多くが赤字決算に追い込まれた。 日本進出を狙っていたほとんどのカジノ企業が撤退、MGMリゾートですら対日投資は相応のリターンがあればとトーンダウン。1社のみではどうしても審査が甘くなり優遇措置が増える。 稼働スロットマシン間の距離確保やテーブルゲーム毎の人数制限によって営業を再開してもカジノの収益力は2分の1に半減せざるを得ない。 感染リスクを冒してまでも巨大箱物施設(三密ビジネス)のカジノに来るには依然ハードルが高すぎる。 イギリスでオンラインカジノが合法化により収益が劇的に増大している。 オンライン賭博に活路を見出そうという動きは、新型コロナの影響と相まって今後一層加速すると予想される。 IR事業を推し進めることは地域の経済発展にとってプラスにならない。 カニバリゼーションにより日本経済の消費を奪って、外国資本のカジノ産業が潤う仕組みである。また、コンプというサービスにより、IR内で宿泊・飲食・娯楽が無料で受けられるため、IR外の消費が逆に落ち込んでしまう。 衰退産業化したIRカジノの幻想に固執し、この計画(案)を推し進めようとするならば、アフターコロナを展望した成長戦略への転換を停滞させ豊かな可能性を閉ざすことになる。 このIRカジノの惨状を前に、我々府民の公金を使ってなお突き進むような実に愚かな判断はしないでほしい。 質問はこんなにも状況が変わっているのになぜ、IR計画(案)の根本的な見直しをしないのかということです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種などにより感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しております。 本事業の実現には、感染症が収束し、国内外の観光需要の回復に見通しが立つことが必要不可欠であると考えています。 来訪者数等については、算出の考え方・方法等も含めて【評価基準17～19】に記載していますが、感染症の収束等を前提として算出しているものです。 また、オンラインカジノは既に海外で一定普及してきているところですが、ラスベガスなど海外のカジノの需要は伸びてきているところです。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、カジノの収益も一時的には減少しましたが、現在、ラスベガスでは回復している状況です。</p> <p>IRについては、国際競争力の高い滞在型観光を実現し、地域の新たな魅力を創出・発信し、地域とともに新たなビジネスを生み、地域に波及効果をもたらすものであり、地域とともに実現していくものであります。 大阪IRにより、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込み、観光需要の多様化、観光産業の裾野の拡大を図り、広く波及効果をもたらすものであり、例えば、区域整備計画では、地元からの調達を年間2,600億円程度と見込むとともに、ポイントプログラムの活用等によるIR来訪者の地域への送客や周遊促進などを計画し、地域と一体になった経済振興をめざしております。</p>
8	<p>説明会を中止しますってなんでそんな上から目線でいってるのか理解し難い。住民にろくに説明、市民の声を直接聞かずメールだけで済ませようとするスタイルは納得できません。自分たちの都合が悪くなったらなんの対応もせず市民の税を勝手気ままに使うのは許されるものではありません。整備費に790億円。さらにまだその倍も使うって正気の沙汰ではありません。 ろくに説明会をしないのなら整備費を使う権利は大阪府大阪市にはありません。そんな金に使うのならコロナ感染対策に全額使うべきである。</p>	<p>説明会については、感染症対策を実施し、可能な限り実施してきました。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ第8回から11回まで中止としましたが、このことに伴う対応として区域整備計画(案)に関する説明動画を公開するほか、同計画案に関するご質問について、インターネットおよびファクシミリで受け付けました。</p> <p>土壌汚染対策、液状化対策等のIR事業用地の土地課題については、IRは国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。 また、一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、土地売却、賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担するものです。 負担に当たっては、令和4年2・3月大阪府会において、債務負担行為(限度額)をお諮りした上で、適切に事業を実施していきます。</p>

No.	質問	回答
9	<p>現在、コロナ蔓延の状況でIR説明会を中止になったのに、IRを推進するのでしょうか。コロナが終息してから、もう一度説明会をきちんと開催してからでよいのではないのでしょうか。</p> <p>後日、説明会を持つ予定はおありでしょうか。</p> <p>報道によると、土地改良のため、多額の費用が掛かるようですが、夢洲以外の場所、たとえば、花博の会場跡地などの土地を利用する案はないのでしょうか。</p> <p>夢洲は南海トラフの地震があれば、水没します。もしもの災害に対して、対策を考えているのでしょうか。</p>	<p>大阪府・市は、IRの早期開業をめざし、今回の国への申請に向けて手続きを進めているところです。</p> <p>説明会については、感染症対策を実施し、可能な限り実施してきました。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ第8回から11回まで中止としましたが、このことに伴う対応として区域整備計画(案)に関する説明動画を公開するほか、同計画案に関するご質問について、インターネットおよびファクシミリで受け付けており、説明会開催の予定はしておりません。</p> <p>夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において、IR区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図る方向性を示しており、大阪IRの「区域整備計画(案)」は、夢洲での実施を前提としています。</p> <p>IR区域の現状地盤高さはO.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ50年後でも、地盤高さはO.P.+9m程度であると推定しており、津波や高潮の想定高さに対して十分な地盤高さを確保しています。このほか、南側護岸では、過去最大規模の台風を想定した越波対策として、法面保護及び胸壁設置を実施していきます。</p> <p>また、夢洲へのアクセスとなる夢咲トンネルや夢舞大橋については南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保していることから、鉄道や道路といった機能が分断されることはないと考えております。</p> <p>なお、IR事業者においては、重要施設の高い耐震性の確保やエネルギー自立対策等、災害への防災・減災対策に取り組むこととしています。</p>
10	<p>大石あきこ衆議員議員のカジノ反対理由、大阪府立大学住友陽文教授のダイヤモンドオンラインの記事を読み、大阪市、大阪府の松井市長、吉村知事はもっと大阪市民に納得できる説明をすべきです。市民の税金です。カジノは大阪の成長戦略にはなりません。まして、夢洲はとんでもない。</p>	<p>区域整備計画(案)については、報道発表の上、IR推進局のホームページで公表するほか、府民の皆さまに理解を深めていただけるよう、地域のバランスや交通の利便性等を考慮のうえ開催地を選定し、説明会を開催してきました。また、説明会における質疑応答に係る概要をIR推進局のホームページで公表しています。 (https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/setumeikai/index.html)</p> <p>このほか、パブリックコメントや公聴会など、区域整備計画(案)に対するご意見を伺う機会も設け、いただいたご意見と大阪府・市の考え方を公表しました。</p>
11	<p>1 「MGMの既存IR施設での実績・知見」では、ギャンブル依存症と考えられる人は客の何%ですか。この大阪IRのカジノ施設入場者数の予測でも、その「実績・知見」をそのまま当てはめているのですか。</p> <p>2 評価基準17(1/3)の方法で試算した「日本人日帰り客、日本人宿泊客、海外からの外国人客」それぞれの年間のカジノ入場者数(延べ人数)を教えてください。</p> <p>3 「日本人日帰り客、日本人宿泊客、海外からの外国人客」それぞれについての1人当たりの年間平均入場回数を教えてください。</p> <p>4 大阪市情報公開条例第7条の(2)、及び、大阪府情報公開条例第8条の一にある「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたるため公開しないというのがIR推進局の立場だと聞いた。しかし、条例には続けて「ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とあり、質問1～3の情報は、市民・府民の「生命、身体、健康、生活又は財産」に大きくかわかり、また、大阪府・市の重要施策の説明の必要性に照らして、当然、府民・市民に伝えられる情報と考えるが、府・市の見解を聞きたい。</p>	<p>IR事業者は、既存IR施設において、カジノ行為へののめり込みを未然に防止するための対策に取り組んでおり、ギャンブル等依存症と考えられる人の割合の算出は行っていませんが、様々な観点からの重層的・多段階的な取組みによって、カジノ行為への依存防止を図ることとしています。</p> <p>区域整備計画に記載すべき事項については、IR整備法等で定められており、区域整備計画(案)に記載しているところです。</p> <p>カジノ施設の来訪者数については、開業3年目期に年間約1,610万人を見込むことについて、区域整備計画【評価基準21】においてお示ししています。</p> <p>区域整備計画(案)に記載以上の詳細な情報については、IR事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績などに基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、区域整備計画には記載しておりません。</p> <p>また、これら詳細な情報の取扱いについては、情報公開条例に基づき、適切に対応してまいります。</p>

No.	質問	回答
12	<p>カジノで税収が見込まれる件で質問です。所得税は外国人は非課税となりましたが、日本人は課税されます。その課税方法を教えてください。例えば、100万円の利益が出たとして、そのために80万円を使っていたら、所得税はどうなりますか。課税対象は20万円ですか、100万円ですか。また、100万円の利益が出たとして、10000万円を使っていたら、損益900万円は、確定申告で必要経費として申告できますか。</p>	<p>国におけるIR税制については、昨年度・今年度の税制大綱において、外国人非課税、日本人課税などの方向性は示されたものの、法制化・詳細は決まっていない状況です。 IRは日本で初めての制度であり、国際標準や国際競争力が確保されたものになることが必須であると認識しています。</p>
13	<p>阪神淡路大震災や東北巨大地震などからも、大地震や大津波がこれからも日本には起こる。さらに南海トラフは確実に予想される、梅田の地下街までが水没すると言われている。護岸の破壊さらに夢洲の液状化で無電柱化はさらに復旧を困難にするのではないか。数年前に大阪を直撃した台風によって、関西空港の橋脚に船がぶつかる事象となった。なぜに危険なウォーターフロントで巨大施設を設置し集客を行うのか。状況想定自身が時代遅れで今の実情に合致しない計画であると考えられるが、どうか。 賭博という勝負事によって感情をぶつける幼稚な文化によって、人情の街大阪浪速の文化気質が廃れてゆくのではないのか？自己目的の為に他人を犠牲にする犯罪が多発している。大阪府市の子供達に対してどのような教育を行ない知らせてゆくのか。そしてどう克服させてゆくのか。 カジノを目的とした観光によって、マフィアの流入や暴力団・闇金業・売春・覚醒剤などが徐々に侵入してくると想定される。それを防ぐ1つに大阪府警が有るが、今月公表された中には全く許せない事例がある。IR業者と警察の癒着で、市民を冤罪にする様な事は起きないか。 ここ10年以上自己利益のために政治の私物化により府市財政の浪費が明らかである。IR参入業者は、政党個人に対して献金を行なうべきでないと考えるがどうか。万一行うとなる場合は、全て公表すべきと考えるがどうか。 35年間という永きに渡り大阪府・市民に多大な苦勞を強いるものであり、府民全員への説明会を行なう事はしないのか。</p>	<p>夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において方向性を示しており、IR区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図ることとしています。 IR区域の現状地盤高さは0.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ50年後でも、地盤高さは0.P.+9m程度であると推定しており、津波や高潮の想定高さに対して十分な地盤高さを確保しています。このほか、南側護岸では、過去最大規模の台風を想定した越波対策として、法面保護及び胸壁設置を実施していきます。 また、夢洲へのアクセスとなる夢咲トンネルや夢舞大橋については南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保していることから、鉄道や道路といった機能が分断されることはないと考えております。 大規模建築物を含むIR施設については、関係法令等に基づき適切に設計、施工されるものと考えております。</p> <p>ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症当事者のギャンブル等開始年齢は10代から20代が多数を占めていることから、既存のギャンブル等を含め、ギャンブル等依存症予防のためのリーフレットの配布や学校での出前授業の実施等、若年層を対象とした予防啓発の充実を図っていきます。 併せて、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、青少年対策については、教育委員会等と連携し、小学校高学年や中学生に重点をおいた非行防止・犯罪被害防止教室を開催するなど青少年の健全育成のための対策を推進します。 治安・地域風俗環境対策については、IR事業者・警察・自治体が相互に緊密な連携を図りつつ、IR事業者は自主的かつ万全の防犯・警備体制を構築するとともに、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察としては、IR区域の周辺地域や府内の繁華街などにおける治安・地域風俗環境対策を推進していきます。</p> <p>IR事業者が行う献金については、お答えする立場にありませんが、IR事業者において、関係法令に基づき、適切に対応されるものと認識しています。</p> <p>大阪府・市は、IRの早期開業をめざし、今回の国への申請に向けて手続きを進めているところです。 説明会については、感染症対策を実施し、可能な限り実施してきました。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ第8回から11回まで中止としましたが、このことに伴う対応として区域整備計画(案)に関する説明動画を公開するほか、同計画案に関するご質問について、インターネットおよびファクシミリで受け付けました。</p>
14	<p>IR来訪者2000万人、国内1400万人とする根拠を具体的に示せ コロナ禍での近未来予測に、過去の国の願望や事業者の計画でしかない数字や過去の実績に基づく予測などは現実から乖離している。 コロナが何時「終息」するか抑制できるかどうかの予測が不可欠。 願望ではなく、科学的予測と国としての観光需要喚起政策や逆の抑制政策の国際・国内予測とそれに伴う中長期予測を示すべき。 「地域経済への効果」もコロナが何時「終息」するか抑制できるかどうかの予測とそれによる各々の具体的な根拠を示せ 「経済波及効果」の「運営時」1. 1兆円は「事業者の事業計画」や観光庁「旅行観光消費動向調査2019年1-12月期確報」を用いるなど「絵に描いた餅」コロナ前の積算根拠でしかない。 特に主たる収入のカジノについては、コロナ禍において対面・実機を用いず、必ずしも現地に行く必要のないものも増加している。 売り上げ(利用者の損金)の根拠は事業者のノウハウをもとにした数字とされ根拠は不明。利用者予測と売り上げ予測では多額の金員を等しく利用者が消耗する設定で常識的にありえない数字が羅列されている。 現実にカジノの倒産や赤字も発現している。 根拠のある数字のもとにコロナ禍がどうなるかの幾つかのパターンで予測・積算されたものの提示を示せ。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種などにより感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しております。 国においても、ポストコロナのインバウンドの回復に備え、現在掲げている2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円等の目標達成に向けた取組みを引き続き行うこととされています。 本事業の実現には、感染症が収束し、国内外の観光需要の回復に見通しが立つことが必要不可欠であると考えています。 来訪者数等については、算出の考え方・方法等も含めて【評価基準17～19】に記載していますが、感染症の収束等を前提として算出されているものです。</p>

No.	質問	回答
15	<p>コロナについて コロナ禍が収束し「国内外の観光需要の回復」に見通しがたつかどうか「注視していく必要」との説明がなされている。</p> <p>きわめて無責任に「ポストコロナ」等の表現をしている。 第六波の終息も今後の見通しも誰も分からない状態では、延期しかありえないのではないかと。 国の詳細制度設計について IR税制の肝は「税特区」的なもので、カジノで儲けた分は「一時所得扱いしない」「無税」「外国にそのまま送金できる」等のブラック化・マネーロンダリング助長・亡国化政策の推進ではないか。 夢洲特有の課題 長く浚渫土砂や廃棄物・残土等の処分地として利活用して、地盤の安定化を待ちながら流通拠点としての再生を図る計画だったはず。 無理やり商業地に変更しIR事業地と土壤汚染対策・液状化対策も大阪市負担とは、従来の大阪市の姿勢を翻す不誠実且つ事業者迎合したものではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種などにより感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しています。</p> <p>国におけるIR税制については、昨年度・今年度の税制大綱において、外国人非課税などの方向性は示されたものの、法制化・詳細は決まっていない状況です。 IRは日本で初めての制度であり、国際標準や国際競争力が確保されたものになることが必須であると認識しています。</p> <p>夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において方向性を示しており、IR区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図ることとしています。</p> <p>土壤汚染対策、液状化対策等のIR事業用地の土地課題については、IRは国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪府が負担することとしています。</p>
16	<p>IRの建設予定地の夢洲は、大阪の生物多様性ホットスポットAランクと評価されている。世界自然保護基金ジャパンの万博協会会長への要望書にもあるが、鳥類112種(うち絶滅危惧種51種)植物206種(うち絶滅危惧種12種)が確認されている。(大阪自然環境保全協会資料より。) またカモの仲間であるホシハジロについてはラムサール条約の参加基準もみただけの5000羽もの飛来(2019年12月)が確認されている。</p> <p>しかしながら、万博の環境影響評価準備書の内容と、環境保全の観点からの評価を比較すると、如何に万博側の評価が専門的な知識を重んじない内容であるかが分かる。</p> <p>あまりにも、咲洲の野鳥園を鳥類が休息等に利用することが可能と考えられる、と安易に語っているケースが多すぎる。野鳥園はそんなに広大ではなく、夢洲の鳥類が押し寄せれば、野鳥園のエサは食べつくされてしまう。また、逆に野鳥園の鳥類にもテリトリーがあるから、夢洲の鳥類が近寄れないケースもある。</p> <p>また野鳥園のヨシ原は小さく、全く適応がない鳥類もいる。</p> <p>さらに夢洲にはグリーンワールドがあるから、その昆虫を食べればよい、などと人間の理論で書いているが開放的な裸地や、短茎草地しか利用しない鳥は森の植栽の昆虫は利用しない(これらはほんの一例だが)、など現実の鳥類の生態を全く無視をした、ご都合主義の回答があまりにも多く見受けられる。</p> <p>愛知博では、オオタカが営巢している事実を知るや、すぐに会場の予定地の変更がなされ、また希少な動植物をそのままの姿で観察し、学べる会場となっていた。</p> <p>日本は2030年までに達成しようとしてきた、SDGsを推進していくこと、呼びかけている。</p> <p>そのSDGsの中には、陸の豊かさを守ろう。の項目があり、その中で、生物多様性損失の阻止を図る ことが掲げられている。博覧会に続いて、このIRの施設の建設がなされれば、この目標を達成するどころか、阻止することになると思う。万博施設の建設にも関わる問題ではあるが、その問題を助長するIRには断固反対である。</p>	<p>大阪IRでは、複合用途による多様なアクティビティ、健康に過ごせる憩いの場の形成、地域固有の文脈を活かした魅力づくり、地域社会との連携による持続的な成長などをコンセプトに掲げ、多様性や人々の健康な生活、人々の交流や社会活動の促進、水やみどりを中心とした健康的に過ごせる場の形成といった、SDGsに沿った開発を積極的に推進することとしています。</p> <p>今後、大阪市環境影響評価条例に基づき、IR事業者により、事業の進捗にあわせ、環境影響評価(環境アセスメント)を実施することとしており、事業計画が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、学識経験者等で構成する専門委員会や住民等の意見を聴きながら、その環境の保全や創造について適正な配慮を行うこととなっております。</p>
17	<p>IRの収益の8割をカジノの収益としている事業です。カジノはギャンブルです。お金を巻き上げて、人を不幸にして儲ける事業を行政がすること自体間違っています。そもそも、持っているお金は、カジノに使わなかったら、生活費として、使うべきお金だったもので、他に行くお金を持ってこさせるだけの、全く付加価値が生まれない事業です。そんなことに、多額の税金(府民、市民の血税です)を投入することに反対です。松井市長は、府知事の時「税金は一切使わない」と言っていたが、790億使うことを表明し、それどころか、この1年余りで、約2300億も整備費が増加している。どういふことか、松井市長に説明してほしい。</p>	<p>土壤汚染対策、液状化対策等のIR事業用地の土地課題については、IRは国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪府が負担することとしています。</p> <p>また、一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、土地売却、賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担するものです。</p> <p>なお、昨年12月に開催された大阪市大規模事業リスク管理会議において、港営事業会計(大阪港埋立事業)の収支について報告、議論されています。</p> <p>その中で、夢洲周辺インフラ整備に関するリスク管理として、大阪港湾局において、夢洲における土地関連費用(土壤汚染対策費、地中障害物撤去費、液状化対策費)の負担を加味した上で、港営事業会計の収支見込を算出し、資金不足は生じておりません。</p>

No.	質問	回答
18	<p>カジノ業者の撤退リスクについての質問です。 ツイッターに、事業期間35年の間に予定していた利益が得られない場合、事業期間途中でカジノ業者が撤退することがあり、その場合発生した損失をMGMとオリックスは、大阪市と大阪府に損害賠償できる契約になっていると書いてあるのを見ました。これは事実ですか。私には確認する方法がないので質問します。 第6回説明会(令和4年1月25日)で質問者8番の方が、「カジノがうまくいかなかった場合は、これは誰の借金になるんですか。」と聞いておられます。 理事者の答えは、「あくまで民設民営の事業なので、事業をするための投資をしたり、そうしたところの部分について、民間が、自らの投資で実施していくものなので、負債を負うといったものではないと考えています」です。 松井市長も常常、大阪府市の税金を投入するのではない、民間企業が投資してくれるんだとテレビなどでも発言されています。 出資割合も、MGMが40%・オリックスが40%・少数株主20社が20%で、大阪IR株式会社に出資となっています。 このことから、このツイッターは事実ではないと思うのですが、間違いありませんか。事実か、事実ではないか、を理由を説明のうえ、答えていただきたいです。</p>	<p>IRについては、IR事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営の事業であり、本事業にかかるリスクは基本的にはIR事業者が負うこととしており、実施方針等において、リスク分担の基本的な考え方や事業継続が困難となった場合における措置に関する事項等を定めています。</p> <p>IRは長期の安定的・継続的な運営が重要な前提条件であることから、本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な本事業の継続を図るため、モニタリング等の枠組みを導入し、ガバナンス機能を確保するとともに、IR事業者の破綻・撤退等のリスクが顕在化した場合も、まずは事業継続をめざすこととしております。</p> <p>契約解除時の取扱い等については、大阪府・市は、事業承継又は再公募等によりIR事業の継続が図られるよう努力し、IR事業者はそれに誠実に協力する。仮に、本事業が継続されない場合であっても、IR事業者が所有する資産については、有効活用が図られるよう、大阪府・市及びIR事業者は誠実に協議を実施することとしております。</p>
19	<p>カジノができて、客が来なければ何もならないと思いますが、多くの客にきてもらうため、知事・市長には、率先してカジノで何回も長時間にわたって遊んでいただき、その様子をマスコミなどを通して、国民にとどけていただきたいと思います。また、知事・市長やIRを推進されている方々は本人はもちろん、家族・親類・知人・友人達にカジノに通うことを、積極的に誘いかけてください。たとえ、家族・親類・知人・友人達が、カジノで財産を使い果たしたり、それでも通いつめるほどの依存症になったとしても、依存症への対応はしっかりと行うとの計画ですから、大丈夫ですよね。 そこで、多くの人々、特に身近な人々へ、熱意をもって、カジノに通うことを勧めていただけるのかどうかをたずねます。それはできない、と言うのであれば、なぜできないのかもあわせてお答えください。</p>	<p>IRは、カジノ施設、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテインメント施設等、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪の更なる成長に向け、依存症等の懸念事項対策について万全の対策を講じた上で、IRの実現をめざしていきます。 なお、大阪府・市職員等のカジノの利用は、個人の判断によるものと考えております。</p>
20	<p>この計画に投資する予算計画、予算総額、土地改良経費を含めてその詳細をおしえてください。 この計画がスタートした場合の採算見積、およびその算出根拠を教えてください。 この計画は65年契約で応募企業と契約するのですか。 その契約では、赤字となった場合の大阪府市の負担はどのようにになっているのでしょうか。</p>	<p>IRは、カジノ施設、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテインメント施設など、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 夢洲の土地課題等については、IR事業用地の適性確保に向けて、大阪府が土地所有者として必要な対策の負担を行うこととしており、令和4年2・3月大阪府会において債務負担行為(限度額)をお諮りすることとなっております。 なお、一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、土地売却、賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担するものです。</p> <p>IR事業者の収支計画については、区域整備計画【評価基準21】に記載しています。 なお、区域整備計画(案)に記載以上の詳細な情報については、IR事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績などに基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、区域整備計画には記載していません。</p> <p>本事業は、大きな投資が伴う民設民営の事業であり、長期にわたる継続的・安定的な事業実施が前提であることから、設計・建設期間を除き、概ね30年間程度の長期の運営期間を確保し、事業期間を35年間の設定としています。 また、IR事業者は、事業期間の満了に当たって事業期間の延長を申し出ることができ、本事業の継続が大阪・関西の持続的な経済成長及び国際観光拠点の強化に寄与するか等の観点から、本事業の継続を前提に、延長期間及び条件等について協議を行うものとしており、延長期間は原則30年間としております。 IRについては、IR事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営の事業であり、本事業にかかるリスクは基本的にはIR事業者が負うこととしております。 なお、実施方針等において、リスク分担の基本的な考え方や事業継続が困難となった場合における措置に関する事項等を定めています。</p>

No.	質問	回答
21	<p>カジノ賭博は刑法により罰せられますが、それを公共企業体が行うことの根拠を示してください。また、その行為は、倫理上問題はないのでしょうか。市民の中には、パチンコと同じようにとらえている人もいます。カジノ賭博施設とパチンコ店はどこが違うのでしょうか。</p> <p>産廃などの廃棄物の最終処分場としての夢洲は、商業施設をつくる場所としては不適当だと思いますが、いかがですか。</p> <p>大阪湾の海底は軟弱地盤です。その上に構造物を建てることには無理があります。一定の対策を施しても、時間が経過するにつれ、また新たな問題が起きるのは避けられません。関西空港の沈下がひとつの先例です。そのような場合の対策は考慮されていますか。また、南海大地震や津波の被害はどの程度に想定されていますか。</p> <p>カジノには多少の危惧を抱いていても、府・市の財政が潤うならいいか、と思っている市民もいると思いますが、整備計画(概要)を見る限り、楽観的な見積もりがされているように思います。国内からの年間来訪者数1400人(その75%がカジノに)、ゲーミングによる年間売り上げ4200億円で、これはテラ銭です。すると、来客の負けたお金の合計は6兆円にもなります。この数字は現実的ですか。もしそうだとすれば、博打で負けた人たちの犠牲が府・市財政の原資になるという、非道徳的なことを堂々とやることとなります。子どもの教育にも悪い影響をもたらすと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>事業が始まってから35年たたないときに、事業から撤退すべく契約解除をしたとき、TPPなどで採用されているISDS条項は、事業主の会社と大阪府・市との間で適応されるのでしょうか。</p>	<p>IRは、カジノ施設、ホテル、国際会議場、展示場、レストラン、エンターテインメント施設等、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。</p> <p>また、IR整備法においては、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止等「8つの検討の観点」を踏まえて立案されており、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているとされております。</p> <p>IR区域は、廃棄物の最終処分場ではなく、浚渫土砂や建設発生土の処分場として造成されたエリアになります。</p> <p>なお、夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において方向性を示しており、IR区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図ることとしています。</p> <p>大規模建築物を含むIR施設については、関係法令等に基づき適切に設計、施工されるものと考えております。IR区域の現状地盤高さはO.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ50年後でも、地盤高さはO.P.+9m程度であると推定しており、津波(や高潮)の想定高さに対して十分な地盤高さを確保しています。</p> <p>また、夢洲へのアクセスとなる夢咲トンネルや夢舞大橋については南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保していることから、鉄道や道路といった機能が分断されることはないと考えております。</p> <p>また、大阪府・市は、実施方針等において、リスク分担の基本的な考え方や事業継続が困難となった場合における措置に関する事項等を定めています。</p> <p>具体的には、あらかじめ区域整備計画の更新等に際しての継続判断基準を定め、同基準に定める事由により、更新の申請を行わない場合等は、IR事業者に対して一切の責任を負わないこととするとともに、継続判断基準以外の事由により認定の更新の申請を行わない場合等は、IR事業者が現実的に被った通常生ずべき損害(逸失利益は除く。)をIR事業者に対して補償することなどを定めています。</p>
22	<p>事業者が事業の完成前あるいは事業期間の35年を待たずに撤退した場合、違約金・保証金を検討している(第5回説明会理事者答弁)とのことですが、それはどのようなものか、具体的にお示しください。募集の時点でそうした規定がきちんと示されていないのはなぜでしょうか。</p> <p>事業者の投資金額が当初案を下回るなど、提出した計画と実際の事業に大幅な差が出た場合、府市として計画案通りに進めさせる手立てはあるのでしょうか。</p> <p>マカオなどのカジノで様々な役割をはたしているジャンケットを事業者が使うことは是非について、府市の見解をはっきり聞かせてください。</p> <p>事業者の提案では、展示面積2万平方メートルとなっています。大阪IR構想では10万平方メートル以上となっています。MICEと言いつながら中心施設であるはずの展示場の規模が5分の1以下になった理由と、それを承認した理由についてお聞かせください。</p>	<p>IRは長期の安定的・継続的な運営が重要な前提条件であることから、本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な本事業の継続を図るため、モニタリング等の枠組みを導入し、ガバナンス機能を確保するとともに、IR事業者の破綻・撤退等のリスクが顕在化した場合も、まずは事業継続をめざすこととしております。</p> <p>リスク分担については、実施方針等に定めており、IRは事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営の事業であり、本事業に係るリスクは、需要変動リスクを含め基本的には事業者が負うこととしていますが、仮に事業者に帰責性があり撤退するような場合については、事業者が違約金を支払うこととなります。</p> <p>なお、これら内容について、今後、区域整備計画の認定以降にIR事業者と実施協定等を締結することとなります。IR整備法においては、実施協定に定めるべき内容が定められるとともに、実施協定を締結したときは、実施協定の概要を公表することが定められています。</p> <p>事業者の責任の履行については、モニタリング等の枠組みを導入し、事業実施に不履行が認められる場合には、府・市は改善協議、是正措置要求を行うことなどにより、履行を確保することとしています。</p> <p>いわゆるジャンケットが行っている行為について、諸外国においては、免許等の規制の下で管理されていると認識しておりますが、日本においては、免許を受けたカジノ事業者以外がカジノ行為を行うこと、カジノ施設内でカジノ事業者以外が貸付けを行うこと、カジノ事業者が顧客以外への貸付けを行うことはすべて禁止されています。</p> <p>また、2019年に策定した「大阪IR基本構想」では、大阪府・市として、一定の試算のもと想定事業モデルとして、展示施設の規模等を記載しています。</p> <p>一方、今回の区域整備計画に記載の施設規模等については、大阪府・市が実施方針等で提示した事業条件を踏まえ、IR事業者により、具体的な施設の計画、内容等に基づき算出されたものです。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、MICEを取り巻く環境は大きく変化していることから、今後のMICEビジネスモデルの変化・進展などを見極めながら、柔軟に対応していく必要があると認識しており、展示等施設については、事業条件において、国の基準に合わせ、開業時は2万㎡以上としたうえで、段階的に整備を進めることとしています。</p>

No.	質問	回答
23	<p>事業者と土地の賃貸借契約を35年間の賃貸借契約を締結するとして、790億円の土壌汚染対策費用や液状化対策費を負担するとされています。事業者と締結する土壌汚染、液状化、地盤沈下に関する定めはどのような内容にするとして協議しているのですか。契約で定める契約不適合責任の範囲や市の負担する費用に関する条項(市が負担する場合の負担額の上限の有無や市の負担する範囲の定め方)について現時点で想定される具体的な条項の文言をもって明らかにしてください。</p> <p>今回の認定申請計画では事業の期間は35年間とされていますが、認定期間は当初10年で、更新時に議会の議決が必要とされています。負の影響が当初想定より多いなどの理由で議会の議決により認定申請期間の更新申請しなかった場合の業者との取り決めはどのようになっていますか。かかる場合に、大阪府が損害賠償義務を負うということになるのであれば、その損害賠償義務を負う約束として具体的にどのような取り決めがなされるもしくはなされようとしているのですか。業者と合意している内容を具体的な条項の文言を明らかにして回答してください。</p> <p>今回の認定申請計画では、ギャンブル依存症対策としてIR施設内に24時間利用可能な相談施設を設置するとされていますが、そもそも24時間のカジノ営業を認める必要はないように思われます。なぜカジノの営業時間(深夜営業)を規制しないのですか。</p> <p>ギャンブル依存症対策として、顧客の申告によるカジノでの賭け金額及び滞在時間の上限設定を可能するプレイマネージメントツールを導入するとありますが、これらの申告が顧客の義務なのか、つまり賭け金額や滞在時間を設定しなければ入場できないとされているのですか(義務でなければ依存症対策にとなりようありません)。また、同ツールでは、一度設定した上限を、カジノのプレイ中ないしはプレイ後に顧客自身が事後に変更することは可能ですか。これらの内容すらも把握されず、認定申請計画を提出するすれば、ギャンブル依存症対策になるとは到底いえないことから最低限明確にすべきと考えます。</p>	<p>土壌汚染対策、液状化対策等のIR事業用地の土地課題については、大阪IRが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪府が負担することとしています。</p> <p>負担に当たっては、令和4年2・3月大阪府議会において、債務負担行為(限度額)をお諮りした上で、適切に事業を実施していきます。</p> <p>これらの土地課題の対策はIR事業者が実施することとしていますが、その費用については、土地の引渡し及び建設着工が行われた場合に、債務負担行為の範囲内で、妥当と認める額を支払期日に実施協定が有効に存続していることを条件に支払うこととなります。</p> <p>なお、IR整備法においては、実施協定に定めるべき内容が定められるとともに、実施協定を締結したときは、実施協定の概要を公表することが定められています。</p> <p>IR事業の実施に当たっては、長期間にわたって安定的かつ継続的な事業継続を図ることが重要であり、区域整備計画の更新制度は、IR事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するために設けられているものです。</p> <p>大阪府・市においては、あらかじめ区域整備計画の更新等に際しての継続判断基準を定め、同基準に定める事由により、更新の申請を行わない場合等は、IR事業者に対して一切の責任を負わないこととしています。</p> <p>一方で、継続判断基準以外の事由により認定の更新の申請を行わない場合等は、IR事業者が現実には被った通常生ずべき損害(逸失利益は除く。)をIR事業者に対して補償することとしています。</p> <p>カジノ行為への依存防止対策については、入場回数制限やその他の利用制限措置など、様々な観点からの重層的・多段階的な取組みによって、カジノ行為への依存防止を図ることとしています。</p> <p>IR事業者は、IR整備法の定める世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、海外での知見とノウハウを最大限活用した対策を講ずることとしています。</p> <p>また、プレイマネージメントツールは、本人申告によりカジノでの賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にすることを想定しており、その設定を入場の要件とするものではありません。</p> <p>導入にあたっては、現在の研究や今後の技術革新の状況も踏まえつつ有効な取組みとなるよう、具体的な運用等について開業に向けて検討していきます。</p>
24	<p>夢洲は市内から遠いと思いませんか。</p> <p>コロナ禍でバチンコ離れが進んでいるなか、何がなんでもカジノが必要ですか。</p> <p>カジノでゲームを楽しむことが出来る人は公務員か正社員か自営業で利益がある方々ではないですか。派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等で働いている方々はカジノ大反対している事ご存じですか。</p> <p>公務員の方々、過去に外国旅行をされてカジノでゲームをされた事がありますか。</p>	<p>夢洲への交通アクセスについては、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、大阪メロ中央線コスモスクエア駅からの延伸と新駅の建設に加え、国際観光拠点へアクセスするための道路整備、観光車両と物流車両を分離するための高架道路の整備、既設道路の改良等、交通インフラ整備を進めます。なお、IR区域内では、IR事業者において、バス及び海上アクセス拠点などの交通基盤整備、駐車場の整備などを実施することとしています。</p> <p>日本におけるIRは、MICE施設をはじめ、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設などを一体的に整備し、カジノ収益を原動力に国際競争力のある施設とすることで、観光先進国をめざすものであり、IR整備法や基本方針で定められるそれらの日本型IRの特徴を、大阪IRの前提としています。</p> <p>開業後も、IR事業者において、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的に本事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組み、大阪IRの持続的な成長を図ることとしています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種などにより感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しております。</p> <p>また、カジノでゲームを楽しめる方についてのご質問については、そのような事実は承知しておりません。</p> <p>なお、大阪府・市職員等の私的な部分についてのご質問にはお答えできません。</p>

No.	質問	回答
25	<p>何故あの場所にカジノが必要なのか。東京と対抗する為ですか。 高校三年生に「依存症にならないために」のパンフレットを配布したとのこと、まさにカジノを作れば「ギャンブル依存症」が増えるということがわかっているからなのではないですか。 説明会の時「ギャンブル依存症」について『対策をして減ったという例もある』と答えられましたが、今回の夢洲の「IRカジノ」について、確実に「減らせる」という自信はありますか。</p>	<p>夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において方向性を示しており、IR区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図ることとしています。</p> <p>日本におけるIRは、MICE施設をはじめ、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設などを一体的に整備し、カジノ収益を原動力に国際競争力のある施設とすることで、観光先進国をめざすものであり、IR整備法や基本方針で定められるそれらの日本型IRの特徴を、大阪IRの前提としています。</p> <p>開業後も、IR事業者において、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的に本事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組み、大阪IRの持続的な成長を図ることとしています。</p> <p>また、ご指摘のパンフレットは、平成30年度にIR推進局が作成した高校生向けリーフレットのものを指したものと推察しますが、同リーフレットについては、高校生への予防啓発を目的にギャンブル等依存症の基本的な知識やギャンブル等依存症は誰にでもなりうること、また、その悪影響等について、厚生労働省のリーフレットなどを参照しながら作成したものです。</p> <p>ギャンブル等依存症の問題に国を挙げて対策に取り組むことで、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合を減少させているシンガポールの事例なども参考にしながら、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。</p>
26	<p>1994年に開港した関西空港は、出来て以来3～4mも沈下し続けているようだ。それをジャッキで持ち上げていると報道もされている。それには当然経費が掛かり続けている。この事実を、夢洲にも予測・考慮して計画したのか。</p> <p>阪神淡路大震災を経験して以来、南海・東南海地震がいつ来ることかと、特に関西に住む人たちは心配し続けている。南海トラフが30年以内に動くと言われて以来、もうすでに何年も経過しているが、計画の中に津波は想定されているのか。</p> <p>液化化を伴う軟弱地盤。高層建築物や長期間使う建物には適さないという指摘がある。大阪にオリンピックをと言われて、それが頓挫した時、選手村などの建物の後に計画されていた巨大住宅団地の構想も消えた。埋立地がそれにふさわしくないとの判断によるものか。夢洲にその判断は生かされないのか。</p> <p>液化化を伴う軟弱地盤とメタンガス。そんな中に地下鉄を通そうとするのは、あまりにも危険で、またまた追加費用が嵩んでいく。大阪市の陸地の部分を走る地下鉄ですら、地震と津波を想定した対策が難しいのに、夢洲の地下鉄にはどんな対策を講じるのか。</p> <p>「IR・カジノ」の来場者から巻き上げた金を多大な経済効果と呼んでも、その金は際限なく続く経費投入で消えていく上に、博打で負けた人は、消費に貢献できなくなるという「マイナスの経済効果」を考えているのか。「IR・カジノ」は予測できること、想定できる事態とまともに向き合っただけでなかった無責任極まりない事業であり、行政の在り方だと思ふ。こんな事業は早々に止めることだ。</p> <p>IR・カジノ計画のような次から次へと新たに予算を伴うこととなる案件は、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないというのが、地方自治法第222条ではないのか。</p> <p>今の予算上の措置は、市民や府民がコロナ感染症で病院へも入れないという状況を作り出しながらの措置であり、的確に講ぜられている予算上の措置とは言えない。</p> <p>大阪は日本で一番コロナ感染率も死者も多いのではないのか。</p> <p>市民・府民の命と生活を守るのが使命の地方公共団体の長であり、職員である皆さんに聞きたいと思う。IRやカジノより大切なものは、市民・府民の生活ではありませんか。</p>	<p>大規模建築物を含むIR施設については、関係法令等に基づき適切に設計、施工されるものと考えております。IR区域の現状地盤高さはO.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ50年後でも、地盤高さはO.P.+9m程度であると推定しており、津波の想定高さに対して十分な地盤高さを確保しています。</p> <p>なお、地下鉄事業については、IR推進局においてお答えする内容ではありませんが、関係部局に共有します。</p> <p>大阪IRは、大阪・関西、日本観光のゲートウェイとなり、大阪・関西と日本、世界を結び、新たな観光魅力やイノベーションを生み出し、地元産業と連携したグローバルMICEイベントの展開、地域社会との連携による持続的な成長をめざしており、また、地域への観光客の送客による経済の成長への寄与など、地域とともに実現していくものと考えています。</p> <p>また、カジノ施設の導入に伴う社会的コストの算出について、カジノの設置を原因とする個々の事象を正確に把握し、その事象を明示することは非常に困難と考えます。</p> <p>土壌汚染対策、液化化対策等のIR事業用地の土地課題については、大阪IRが国内外から年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。</p> <p>負担に当たっては、令和4年2・3月大阪市会において、債務負担行為(限度額)をお諮りした上で、適切に事業を実施していきます。</p>

No.	質問	回答
27	<p>カジノについて 何故カジノが必要とお考えか。外貨は他の方法で取得すべき。既に懸念される事が満載で対策が必要と想定される事に予算を投入し実施する矛盾を感じる。他国のカジノ現状を知りたい。経済的にも下火だと聞く。</p> <p>地盤沈下について 温暖化海面上昇により対応が必要なのは明白。どこから土砂を採取するのか、温暖化ストップが生き残る為に最重要課題でありCO2を吸収しO2を提供してくれる木や森や山を崩し土砂を採る事や採取後宅地造成やリゾートや高速道路等に開発する事は自殺行為。この為に多くの森を消失し生物が消えている。日本は水や森に恵まれている為危機感がないが、既に水没した国や干からび人間を含む生物が住みかを追われている現状を考えるべき。又大阪湾には掘った為生物が住めないO2濃度の所があると聞く。</p> <p>自然保全について 「環境と調和した博覧会会場」とは。又何故「自然再生エリア」として、世界的に誇れる生物多様性ホットスポットを残さなかったのか。夢洲には世界に誇れる湿地(ラムサール条約湿地に匹敵する)が現れ鳥類だけでも113種類、レッドリスト51種類見つかったと聞く。絶滅危惧種がいるとわかっていて絶滅を促す行為責任はどうか。又今後具体的にどう自然保全を取り組むのか。水辺や木陰や森といった自然環境を保全する事は緑が少ない大阪市内のヒートアップ現象を食い止める為にも大切。コンクリートや輻射熱やエアコン外気により熱中症が増えるだろう。自然排除は予算も含め色々な意味で悪循環となる。水辺でのコンサートや光線や大音量の音等も僅かに残る生物への影響を考えるべき。人間の為にも真に自然環境との共生を考えるべき。</p> <p>空飛ぶ車について 空飛ぶバイクができていますが、動力は。騒音は。通行ルールは。現在車やバイクが大量ゴミ輸送媒体となっている問題をご存知か。空からもゴミが降ってくるかと思うと恐ろしい、プライバシーがなくなる、エネルギー使用を減らすべき時代に逆行する、ドローンでも騒音が酷い等懸念される。木々の良い香りに包まれ多様な生物の息づかいを感じ静かに暮らしたいというのも保障されるべき権利ではないかと思う。</p>	<p>日本におけるIRは、MICE施設をはじめ、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設などを一体的に整備し、カジノ収益を原動力に国際競争力のある施設とすることで、観光先進国をめざすものであり、IR整備法や基本方針で定められるそれらの日本型IRの特徴を、大阪IRの前提としています。</p> <p>開業後も、IR事業者において、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的に本事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組み、大阪IRの持続的な成長を図ることとしています。</p> <p>IR区域は、浚渫土砂や建設発生土で造成されたエリアになります。</p> <p>IR区域の現状地盤高さはO.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ50年後でも、地盤高さはO.P.+9m程度であると推定しており、津波や高潮の想定高さに対して十分な地盤高さを確保しています。</p> <p>夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた「夢洲まちづくり構想」において方向性を示しており、IR区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図ることとしています。</p> <p>今後、大阪市環境影響評価条例に基づき、IR事業者により、事業の進捗にあわせ、環境影響評価(環境アセスメント)を実施することとしており、事業計画が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、学識経験者等で構成する専門委員会や住民等の意見を聴きながら、その環境の保全や創造について適正な配慮を行うこととなっております。</p> <p>なお、博覧会会場及び空飛ぶ車については、IR推進局においてお答えする内容ではございませんが、関係部局に共有します。</p>
28	<p>IR事業での税金の投入計画を明らかにし、住民投票の実施を求めます。</p> <p>昨年10月5日の市議会で、IR事業の対策費を大阪府が負担する考えを表明し、12月21日の大阪府・市の会合で、正式に決定したと報道されました。</p> <p>「IRはすべてを民間投資で行う」「税金が1円もかからない観光振興策」だというのが、カジノ推進派の決まり文句でした。実際、大阪市ホームページでの最新の「大阪港埋立事業の長期収支見込」(2020(R2)年9月7ページ「3.投資・財政経画(収支計画)」)の最下段に、以下の注釈が記載されています。</p> <p>「・2030(R12)年度までの長期収支試算結果においては、大阪港振興基金を充当することなく資金不足は回避できる見込み。</p> <p>・ただし、IR事業の負担金(2022(R4)年度202.5億円)やIR事業に関する土地賃料収益を着実に確保する必要がある。」</p> <p>この注釈の意味は、IR事業者が負担金や土地賃借料を大阪府に約束通りに支払えば、IR事業への税金の投入は不要ということです。しかし、冒頭に書いたとおり、IR事業者の負担金を大阪府が肩代わりすることになり、上記の注釈の前提が崩れ、税金で負担しなければなりません。</p> <p>上記の大阪港振興基金の設置目的は、「大阪港の振興を図る資金に充てるため」とあり、一般会計と準公営企業会計の二つの会計で、残高は、それぞれ、約62億円で、合計しても202.5億円は支出できません。そのため、大阪港埋立事業は資金不足となり、一般会計から税金で補填することになります。</p> <p>IR事業の土地所有者の松井市長は、「税金を使ってIR事業を行うことになった」という事実を、大阪市民に明らかにした上で、住民投票を行うべきです。</p> <p>大阪の将来の成長を託すIR事業は、カジノを含むため、ギャンブル等の依存症対策を事業者と大阪府市が取り組むこととなります。人の不幸の上に成り立つIR事業に大阪の「成長」を託すことは許されません。私は市民の税金をIR事業へ投入することにも反対です。</p> <p>そこで、意見と要望です。IR事業への大阪市の税金の投入計画を明らかにし、改めて市議会で住民投票条例の賛否を諮り、住民の判断を仰ぐべきです。また、住民投票の結果、IR事業が実施された場合は、大阪府・市からの税金のIR事業での用途と金額が明確になるようIR事業特別会計の設置を求めます。</p>	<p>土壌汚染対策、液状化対策等のIR事業用地の土地課題については、IRは国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪府が負担することとしています。</p> <p>また、一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、土地売却、賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担するものです。</p> <p>負担に当たっては、令和4年2・3月大阪府市において、債務負担行為(限度額)をお諮りした上で、適切に事業を実施してまいります。</p> <p>なお、大阪港湾局においては、夢洲における土地関連費用(土壌汚染対策費、地中障害物撤去費、液状化対策費)の負担を加味した上で、港営事業会計(大阪港埋立事業)の収支見込みを算出しており、資金不足は生じておりません。</p> <p>IR整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。</p> <p>区域整備計画(案)については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。</p> <p>今後、区域整備計画は、府議会・市会で審議されることとなります。</p> <p>なお、IR開業後、IR事業者から大阪府・市に納付される納付金等の活用にあたっては、今後、関係部局と連携を行い、府民にも分かりやすい形となるよう、検討してまいります。</p>